平成２６年（フ）第８０２号
千葉市稲毛区園生町1312番地１　ルネサンスアリーナ稲毛609号
債務者　金川　祐介
１　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第８０３号
千葉市稲毛区園生町1312番地１　ルネサンスアリーナ稲毛609号
債務者　金川明日香
１　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第８１４号
千葉市中央区白旗１丁目２番10棟206号
債務者　二村美左夫
１　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第８３７号
千葉市美浜区磯辺６丁目２番16棟503号
債務者　坂本　明美
１　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第８７０号
千葉市中央区弁天３丁目２番５号　三橋荘201号
債務者　関島　　修
１　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９００号
札幌市白石区本郷通９丁目南２番５―702号
債務者　植松　政幸
１　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６５２号
札幌市中央区南６条西23丁目５番27号
債務者　須田　善偉
１　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６８８号
札幌市東区北７条東６丁目12番地１　ＥＭＩＮＥＮＣＥ北七条203号
債務者　東出香菜子
１　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７０３号
札幌市中央区南８条西13丁目３番35―105号
債務者　濱野　好美
１　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７１８号
札幌市中央区南３条西９丁目999番地11　リバーストーンハイツ306号
債務者　安東　昌人
１　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７２３号
札幌市中央区北６条西26丁目５番22―701号
債務者　黒崎　千恵
１　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７４１号
札幌市中央区南３条西８丁目４番地２　ライオンズシティ南３条901号
債務者　工藤　正広
１　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７５１号
北海道石狩市花川南５条５丁目134　スマイルハウス花105号、住民票上の住所北海道石狩郡当別町字金沢1237番地２
債務者　水野　時子
１　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７８０号
札幌市清田区北野２条１丁目３番18号　はるなＭＳ201号
債務者　小野寺夏希
１　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７９３号
札幌市白石区南郷通13丁目南２番１―306号
債務者　橋本　憲博
１　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８０２号
北海道北広島市大曲中央２丁目２番地11
債務者　近藤八重子
１　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８０８号
札幌市西区八軒８条東２丁目３番２号　コーポふじＡ棟３号、住民票上の住所札幌市西区八軒８条東２丁目３番２号　コーポふじ３号
債務者　奥　　玲子
１　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部